

米国特許制度セミナーのご案内

2009年2月16日

名古屋大学 国際連携部
三重大学 知的財産統括室
アムスター ロススタイン アンド
エベンスタイン法律事務所

前略

近年国際化が進み、企業だけでなく大学・研究機関・自治体等においても、海外における知的財産戦略の必要性が高まっていますが、その中でも米国の重要性は言うまでもありません。この度、東海地区の企業・大学・研究機関等の知的財産戦略強化に資すべく、米国の特許制度について本セミナーを開催する運びとなりました。多くの方のご参加をお待ちいたしております。懇親会へも是非ご参加いただきネットワーク形成にお役立ていただければ幸いです。

記

日時: 2009年4月16日(木) 13:00~17:00
セミナー終了後、交流懇親会を予定しております。

会場: 名古屋マリオットアソシアホテル 16階「アイリス」(JR名古屋駅上)
<http://www.associa.com/nma/>
(名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 Tel.052-584-1111(代表))

参加費: セミナー・交流懇親会とも無料

定員: 約100名 (定員に達した場合はお断りさせていただく場合がございます。何卒ご了承下さい。)

講師: アムスター ロススタイン アンド エベンスタイン法律事務所
パートナー Anthony Lo Cicero 弁護士
同 Joseph Casino 弁護士

コーディネーター: きっかわ法律事務所 小林和弘弁護士
(講師等の詳しい紹介は次ページをご参照ください)

プログラム:

13:00 - ご挨拶・講師紹介

13:10 - テーマ1 「米国特許制度の基礎」
世界でも特異といわれる米国特許制度の概要を、日本の特許制度との違いなども紹介しながら解説します。

15:10 - テーマ2 「米国における最近の重要特許判例と特許法改正の動き」
米国最高裁の最近の特許判例や特許法改正の動きなどを紹介し、実務への影響を解説します。

17:00 - 交流懇親会 (簡単な食事と飲み物を用意しておりますので、講師、参加者との交流の機会としてご自由にご参加ください。)
講演は英語で行ないませんが、小林和弘弁護士に逐次解説をしていただきます。

ご参加の申込みは、3月20日(金)までに同封の申込書で FAX にてお願いいたします。

セミナーに関する問合せ先:

名古屋大学 国際連携部	阿部正廣	TEL: (052)788-6147
		FAX: (052)788-6146
		E-mail: abe@sangaku.nagoya-u.ac.jp
三重大学 知的財産統括室	八神寿徳	TEL: (059)231-9073
		FAX: (059)231-5495
		E-mail: yagami@crc.mie-u.ac.jp
アムスター ロススタイン アンド エベンスタイン法律事務所		
日本代表	北岡成章	TEL: (090)3496-6610
		E-mail: nara.kitaoka@nifty.com

* * * * * *: * *

アムスター ロススタイン アンド エベンスタイン法律事務所について

(Amster Rothstein and Ebenstein LLP)

同事務所は米国ニューヨーク市にあり、50年にわたって特許、商標、著作権等の知的財産権の分野を専門的に取り扱っている中堅の法律事務所であり、日本企業が米国において抱える諸問題について豊富な知識と経験を有しています。

アンソニー・ロ シセロ (Anthony Lo Cicero) 弁護士

米国ニューヨーク州弁護士。電気工学の学位も取得している。25年以上にわたって、数多くの製品分野における顧客を代理して、特許侵害訴訟、商標権保護等の知的財産権の諸問題を扱っている。特許侵害や商標問題、偽造品対策等、幅広い知的財産問題において講演も多数行っており、著書も多い。

ジョセフ・カシノ (Joseph M. Casino) 弁護士

米国ニューヨーク州弁護士。コンピューターサイエンスの学位を持つ。知的財産権のあらゆる分野で長年にわたりハイテク産業における訴訟やライセンス活動を経験している。日本企業が米国で抱える諸問題について豊富な経験を有している。日本での駐在経験もある。

事務所および講師の詳細は、事務所のウェブサイト(<http://www.arelaw.com/jp/>)をご覧ください。

きっかわ法律事務所について

同事務所は大阪市にあり、国際案件、知的財産権の分野を含む企業法務全般を取り扱っている老舗の法律事務所であります。

小林和弘 弁護士

日本国弁護士および米国ニューヨーク州弁護士。米国ミシガン大学法学修士の学位も取得しています。国際案件、ライセンス契約、その他 M&A 等企業法務を取り扱っています。

事務所および小林弁護士の詳細は、事務所のウェブサイト(<http://www.kikkawalaw.com>)をご覧ください。